

令和 3 年 5 月 21 日現在

機関番号：14401

研究種目：挑戦的研究（萌芽）

研究期間：2018～2020

課題番号：18K18574

研究課題名（和文）幸福度の変化から見た離婚の法と経済

研究課題名（英文）Happiness and Divorce from Law and Economic Points of Views

研究代表者

福重 元嗣（Fukushige, Mototsugu）

大阪大学・経済学研究科・教授

研究者番号：10208936

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,800,000円

研究成果の概要（和文）：アンケート調査をもとに、5つ幸福感に関する指標について順序プロビット・モデルを推計した。分析結果の概要としては、離婚後の幸福度の変化は1年半程度で消滅するが、特に資産から得られる幸福感については、男性は金融資産からのみ幸福感を得るが、女性は実物資産からも幸福感を得ることが、計量分析によって示唆される結果となった。この結果は、離婚後の財産分与に関して、女性に対して実物資産を配分することが、離婚後の幸福感を高める可能性が高いことを示唆する結果であった。年齢による幸福感のU字型の変化については、5つの指標すべてに推計された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国をはじめとして、多くの国で慣例となっている離婚後の財産分与に関する、婚姻成立後の財産の均等分割という方法は、本研究の結果から、幸福度の変化という観点より見直すことを示唆する結果ではなかった、しかしながら、実証分析の結果は、財産分与の構成として、離婚後の財産分与に関して、女性に対して実物資産を配分することが、離婚後の幸福感を高める可能性が高いことを示唆する結果であった。

研究成果の概要（英文）：We conduct a questionnaire survey of persons who have experienced divorce and not remarried. Applying an ordered probit model for several indexes of subjective well-being, we find the following facts: the indexes of most females are affected positively by the direct effect of the divorce and the effects continue only for one and half years after divorce; the U-shaped relationships between age and subjective well-being have no gender differences; as the amount of real assets increases, well-being indexes improve only for females, not males; for some indexes, namely sense of worth and depression, females' well-being indexes are improved by working; subjective well-being indexes deteriorate in the case of poor health; and finally, the gender gaps in the well-being indexes in relation to attitudes to real assets have implications for the practice of property distribution at divorce.

研究分野：経済統計学

キーワード：離婚 幸福度 法と経済学

1. 研究開始当初の背景

2017年のいわゆるノーベル経済学賞を受賞したリチャード・セイラーを中心とする行動経済学の研究者は、経済的合理性という思考の枠組みを超えて、心理学やその他の学問分野の成果を取り入れつつ人間の経済に係る行動に関して幅広い分析の蓄積が進んでいた。その研究のひとつの方向として、人間の幸福度の形成や、婚姻に係る人間行動の研究の蓄積が進んだ。

幸福度に関わる行動経済学の目的は、経済的合理性と幸福度の関係を明らかにしつつ人間の行動を解明することにあつたと言える。特に、婚姻に係る人間行動は経済合理性のみによって説明できない部分が多く、幸福度とのかかわりの中で、幸福度の変化に関する研究が進んだ。

婚姻に係る人間行動の中心である結婚行動は、二人の人間(多くは男女)が家計を共にする家族を形成するという行動であり、経済な利害が対立する問題が社会的なものとなって表面化することが少ないと考えられる。言い換えれば、法的な判断によって利害を調整しなければならない側面は少ないと考えられる。

一方、離婚という行動は、一般的にはこれまで同一の家計を営んできた二人(子ども他を含めれば二人以上)の人間が複数の家計に分かれることとなり、(将来の年金を含む)財産分与や、離婚後扶養(生活費)や養育費の負担といった経済的な問題が生じる行動である。もちろんこのような行動に対して、経済学が全くの無関心ではないが、社会的により重要なものは(判例を含む)法律による公正さの担保であろう。

このことに関連して、家族法学やジェンダー法学の分野においては、厚生労働省の「全国母子世帯等調査 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/86-1.html> や NPO 法人しんぐるまざーずふぉーらむのアンケート調査各種などをもとに、離婚や離婚後の不平等についての言及がある。また、近年の幸福度の研究においても、離婚後の男女の幸福度の変化について、その変化が同一ではなく、時間的経過や幸福度の変化の幅について不平等があることを明らかにされて来た。例えば、Gardner and Oswald (2006) :

Gardner, Jonathan, and Andrew J. Oswald. "Do divorcing couples become happier by breaking up?." *Journal of the Royal Statistical Society: Series A*, 169.2 (2006): 319-336.

では、離婚後のストレス変化についてアンケート調査を基に分析している。このことは、法律的な一つの判断である、『平等な財産分与』に対して、離婚後の幸福度の不平等を金銭的に補填するという経済学的な解決策を提示する可能性を示唆する。もちろん、「離婚後の財産分与2分の1」は、実務における基本ルールとはなっているが、たとえば1996年に法制審議会民法部会において民法改正にむけた検討がなされたが、法制化自体が実現しておらず、法律の分野においても検討すべき重要な研究課題であった。

2. 研究の目的

離婚は、財産分与や、離婚後扶養(生活費)や養育費の負担といった経済的な問題が生じる行動である。このような離婚という行動に対して、近年の幸福度の研究を応用し、離婚後の男女の幸福度の変化について明らかにすることによって、法律的な一つの判断である、『平等な財産分与』という離婚法制に係る判断について、幸福度の変化という視点から見た公正さ、法律の視点から見た公正さの間にある矛盾点に加え、行動経済学の分野で用いられている幸福度の測り方の議論を踏まえ、経済学的な効用理論や法律学的な公正さの視点を整理し、離婚法制に関して、より公正かつ現実的な対応についての提案を行う。

3. 研究の方法

離婚経験者に対して、離婚前後の幸福度、社会経済的な状況の変化等をアンケート調査により聞き取り調査をすることによって、離婚というものが男女間で幸福度の変化に対して不平等をもたらすものであれば、それはどのような社会経済的な状況の変化によるものか、計量経済学的手法をもって明らかにする。研究第一段階として、これまでの研究に関する文献調査を進めるとともに、具体的なアンケート調査項目の検討を行う。同時に、具体的なアンケート調査における質問項目の選定と実施のための調査会社の選定を行った。研究第二段階では、アンケート調査を実施した。更には、収集されたデータを計量経済学的手法(順序プロビット・モデル)によって分析した。具体的には、離婚後の時間経過による幸福度の変化と社会経済的要因の関係を明らかにすることによって、幸福度の変化における男女間における違いについて実証的に明らかにした。研究の第三段階としては、このアンケート調査の分析結果を基に、男女間での離婚後に生じる差異をもとに、離婚時の財産分与にかかわる男女間での不平等の解消に向けた経済学的手法と法的な対応について検討を行った。ただし、この第三段階において予定していた、国内外での研究成果の報告による研究成果の更なる精査及び改善については、コロナ禍により、国内外の学会の多くがキャンセルとなり、実現しなかった。

4. 研究成果

これまでの研究に関する文献調査をもとに、離婚経験者に関するアンケート調査を作成し、調査会社である INTAGE に調査を依頼し、具体的にアンケート調査を実施した、回答者数は、男女とも約 1000 名の回答を収集した。

収集されたデータをもとに、計量経済学的な手法を行った。具体的には、アンケート調査をもとに、5 つ幸福感に関する指標について順序プロビット・モデルを推計した。より詳細な分析結果としては、具体的には、アンケート調査によってリッカート尺度を用いて計測した Life Satisfaction、Sense of worth、Happiness、Anxiety、Depression の 5 つ幸福感に関する指標について、回答者の所得・資産を含む属性と離婚時の夫婦間での取り決めに関する情報を説明変数とする順序プロビット・モデルを推計し、離婚後の幸福度の変化は 1 年半程度で消滅するが、資産から得られる幸福感については、男女で差があることが明らかとなった。男性は金融資産からのみ幸福感を得るが、女性は実物資産からも幸福感を得ることが示唆される結果となった。この結果は、離婚後の財産分与に関して、女性に対して実物資産を配分することが、離婚後の幸福感を高める可能性が高いことを示唆する結果であった。従来より多くの研究で見られた、年齢による幸福感の U 字型の変化については、5 つの指標すべてに推計された。また、所得水準が幸福感に与える効果には男女間で差はなく、未成年の家族の数は幸福感に影響を与えないという結果となった。

以上の分析結果は、わが国をはじめとして、多くの国で慣例となっている離婚後の財産分与に関する、婚姻成立後の財産の均等分割という方法は、もしも離婚後、住み続けられる住居が確保できない等の実物資産に関する問題が生じるのであれば、特に女性の幸福度が低下する可能性があることを示唆する結果であった。一方、男性に関してはそのような問題が生じないであろうという、分析結果であった。もちろん、これは離婚時における財産分与にかかわる伝統的な離婚法制の変更を指示するものではないが、離婚後の女性に関して経済的な支援の必要性を示唆するものであった。もちろん、離婚後の財産分与に関して、女性に対して実物資産を配分することが、離婚後の幸福感を高める可能性が高いことを示唆する結果でもある。

以上の分析結果をもとに、英文の論文としてまとめた。論文、“Economic Conditions and Subjective Well-Being after Divorce” のタイトルで、国際的な査読誌に投稿中である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

論文、"Economic Conditions and Subjective Well-Being after Divorce," mimeograph.

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	立石 直子 (Tateishi Naoko) (00369612)	岐阜大学・地域科学部・准教授 (13701)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関